第225号）に基づく再生手続開始の申立てがあった者については、手続開始の決定後、最高裁判所が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

ウ　会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（上記２⑴イの再認定を受けた者を除く。）でないこと。

エ　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、高松高等裁判所管内において最高裁判所から指名停止措置を受けていないこと。

⑵　共同企業体の代表者である構成員

ア　裁判所の平成25・26年度における建築一式工事に係る一般競争参加資格の認定の際に算定した総合点数が1,300点以上であること（上記２⑴イの再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に算定した建築一式工事における総合点数が1,300点以上であること。）。

イ　平成10年度以降に次の要件を満たす新営工事を元請けとして施工し、地業工事から完成・引渡しまでを完了した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。

㋐　建物用途　庁舎、事務所又は類似施設。なお、類似施設とは、事務室、会議室、研修室、人文科学系研究室及びこれらに類する室（いずれも空気調和設備を有する部分に限る。）の面積（これに付随する共有部を含む。）が当該施設の延べ面積の過半数を占める施設を指す。

㋑　構造・階数　鉄骨鉄筋コンクリート造又は軽量鉄骨以外の鉄骨造　地上４階建以上、地下１階以上

㋒　建物規模　延べ面積7,000㎡以上（１棟あたり）

㋓　工事種目　建築一式工事

⑶　共同企業体の代表者以外の構成員

ア　裁判所の平成25・26年度における建築一式工事に係る一般競争参加資格の認定の際に算定した総合点数が1,000点以上であること（上記２⑴イの再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に算定した建築一式工事における総合点数が1,000点以上であること。）。

イ　平成10年度以降に次の要件を満たす新営工事を元請けとして施工し、地業工事から完成・引渡しまでを完了した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。

㋐　建物用途　庁舎、事務所又は類似施設。なお、類似施設とは、事務室、会議室、研修室、人文科学系研究室及びこれらに類する室（いずれも空気調和設備を有する部分に限る。）の面積（これに付随する共有部を含む。）が当該施設の延べ面積の過半数を占める施設を指す。

㋑　構造・階数　鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は軽量鉄骨以外の鉄骨造　地上２階建以上

㋒　建物規模　延べ面積3,500㎡以上（１棟あたり）

㋓　工事種目　建築一式工事

⑷　次の基準を満たす主任技術者又は監理技術者を専任で配置できること。なお、共同企業体の代表者以外の構成員は次のア及びウの基準を満たす主任技術者を専任で配置できること。

ア　一級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、同等以上の資格とは、一級建築士又は国土交通大臣若しくは建設大臣から一級建築施工管理技士と同等の能力を有すると認定されたものをいう。

イ　平成15年以降に上記２⑵イの基準を満たす工事の経験を有する者であること。

ウ　申請書の提出期限の日において、共同企業体の構成員（共同企業体を構成しない場合は申請者）と３箇月以上の雇用関係にあること。

エ　監理技術者資格者証を有する者であること。

オ　監理技術者として配置する場合には、監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑸　構成員の数　２者とする。

⑹　結成方式　自主結成とする。

⑺　出資比率　すべての構成員が、構成員数による均等割の10分の６以上の出資比率でなければならない。

⑻　代表者の要件　代表者は、構成員中出資比率が最大である者とする。

３　入札手続等

⑴　担当部局　〒102－8651 東京都千代田区隼町４－２　最高裁判所事務総局経理局営繕課契約係　工藤　　晋　電話03－3264－8111内3513

⑵　入札説明書の交付期間、場所等　平成25年６月13日から平成25年10月31日まで（裁判所の休日に関する法律（昭和63年法律第93号）第１条に規定する裁判所の休日（以下「休日」という。）を除く。）の午前９時から午後５時まで　上記３⑴に同じ。

⑶　申請書及び資料の提出期間、場所及び方法

ア　提出期間　平成25年６月13日から平成25年７月５日まで（休日を除く。）の午前９時から午後５時まで

イ　提出場所　上記３⑴に同じ。

ウ　提出方法　電子入札システムにより提出すること。ただし、支出負担行為担当官の承諾を得た場合は、持参又は郵送（書留郵便に限る。提出期間内必着。）すること。

⑷　入札保証金の納付等に係る書類の提出期間、場所及び方法

ア　提出期間　平成25年６月13日から平成25年７月５日まで（休日を除く。）の午前９時から午後５時まで

イ　提出場所　上記３⑴に同じ。

ウ　提出方法　持参又は郵送（書留郵便に限る。提出期間内必着。）により提出すること。

⑸　入札、開札の日時、場所及び入札書の提出方法　入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、支出負担行為担当官の承諾を得た場合は、持参又は郵送（書留郵便に限る。締切日時必着。）すること。

ア　入札書の締切日時

㋐　電子入札対応の場合　平成25年11月１日午前10時

㋑　紙入札方式による場合　平成25年11月１日午前10時（郵送による場合は必着。）

イ　開札の日時及び場所　平成25年11月５日午前10時　最高裁判所１階入札室

４　その他

⑴　手続において使用する言語等　手続において使用する言語は日本語、通貨は日本円、時間は日本の標準時、単位は計量法（平成４年法律第51号）による。

⑵　入札保証金及び契約保証金

ア　入札保証金　納付（保管金の取扱店　日本銀行有楽町代理店（三菱東京ＵＦＪ銀行京橋支店））。ただし、利付国債の提供（保管有価証券の取扱店　日本銀行有楽町代理店（三菱東京ＵＦＪ銀行京橋支店））又は銀行等の保証（取扱官庁　最高裁判所）をもって入札保証金の納付に代えることができる。また、入札保証保険契約の締結を行い、又は契約保証の予約を受けた場合は、入札保証金を免除する。

イ　契約保証金　納付（保管金の取扱店　日本銀行有楽町代理店（三菱東京ＵＦＪ銀行京橋支店））。ただし、利付国債の提供（保管有価証券の取扱店　日本銀行有楽町代理店（三菱東京ＵＦＪ銀行京橋支店））又は銀行、金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

⑶　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

⑷　落札者の決定方法　予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、上記１の⑺に定めるところに従い評価値の最も高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって、著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち評価値の最も高い者を落札者とすることがある。なお、落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、入札説明書に示す予決令第86条の調査を行うものとする。